

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年6月27日

【会社名】 ステラケミファ株式会社

【英訳名】 STELLA CHEMIFA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 深田 純子

【本店の所在の場所】 大阪市中央区伏見町四丁目1番1号

【電話番号】 (06)4707-1511

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員総務部長 宮下 雅之

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区伏見町四丁目1番1号

【電話番号】 (06)4707-1511

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員総務部長 宮下 雅之

【縦覧に供する場所】 ステラケミファ株式会社東京営業部  
(東京都中央区八重洲一丁目4番)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の当社東京営業部は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としています。

## 1【提出理由】

当社は、平成30年6月20日開催の当社第75期定時株主総会において、決議事項の決議が行われましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月20日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、深田純子、橋本亜希、坂喜代憲、高野順、宮下雅之、小方教夫、土谷匡章、泉浩人および中島康彦の9名を選任する。

#### 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、菊山裕久、岡野勳、西村勇作および松村真恵の4名を選任する。

#### 第3号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）藪和光氏に対し、当社における一定の基準に従

い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等については、取締役会に一任する。

#### 第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案					
深田 純子	79,157	1,617	0	(注) 1	可決 (98.00%)
橋本 亜希	79,353	1,418	3		可決 (98.24%)
坂 喜代憲	80,320	454	0		可決 (99.44%)
高野 順	80,256	515	3		可決 (99.36%)
宮下 雅之	80,321	450	3		可決 (99.44%)
小方 教夫	80,324	447	3		可決 (99.44%)
土谷 匡章	80,316	455	3		可決 (99.43%)
泉 浩人	80,320	454	0		可決 (99.44%)
中島 康彦	80,251	523	0		可決 (99.35%)
第2号議案					
菊山 裕久	79,977	798	0	(注) 1	可決 (99.01%)
岡野 勳	79,375	1,400	0		可決 (98.27%)
西村 勇作	72,784	7,991	0		可決 (90.11%)
松村 真恵	80,405	367	3		可決 (99.54%)
第3号議案	72,435	8,336	3	(注) 2	可決 (89.68%)
第4号議案	79,736	1,039	0	(注) 3	可決 (98.71%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および本総会出席の当社役員の当日行使分で議案の賛否に関して確認できたものの集計により、議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上